

国民健康保険法について

一五〇二字

国保法の質疑もきょうが締めくくりということのようでございます。財政法の関連その他大臣にお聞きしたい部分、たくさんあるわけでございますけれども、実は、前回の積み残し、保険局長との間で、国保の法制的な問題があるのではないかとということの問題提起を申し上げて、実は十分詰め切れないまま積み残しになっておるとも思うものですから、先にそちらの方からやらせていただきたいなと思っております。

国保について、現在の国保法、さまざまな問題があるだろうという指摘をしました。局長からいろいろ御答弁をいただいて、こんな形でまだ未定稿でございますけれども、一応読ませていただいたのですが、いろいろおっしゃっていたようなのですが、ほとんど言質を与えない、さすが局長だなと思つ答弁でございました。きょうは、それを一つ一つ詰めさせていただきたいなと思っております。

その前に、同じ国保法の関係で、旭川市の国保条例に不備があるのではないかとということで、これは判決文をちょうだいして、読ませていただきました。地元の北海道新聞ではこういう一面トップでございまして、「国保料率不明示は違憲」ということで、大変大きく扱われていることなんでしょう。これも前回から指摘しております国民健康保険法の法体系の不備といいますが、その中に含まれてくるものように思つわけでございます。

そこで、まずこの点からお聞かせをいただきたいと思つのですが、判決の内容は既に御承知おきのことでですから改めて申し上げますことは避けたいと思つても、旭川市が控訴された。それは厚生省なりの指導に基づいてという流れのようでございます。しかし、この問題、本当に厚生省も一緒になって控訴をして争わなければならぬような問題なんだろうか。いわゆる賦課総額というものを出して、それをあと割り振るといいますか、定率、定額で案分していつて保険料を決めるというやり方は、租税法律主義に対して問題があるのではないかとこの指摘で、そのこと自体は一理ある話ではないのでしょうか。

政府管掌保険だろうが、一般的には保険料率というのは法律あるいは何らかの形で明示的に決まっているわけでございます。ところが、市町村国保の場合、条例で決めているのは、旭川のような場合は恐らく最高限度額五十二万円とか、その最高限度額だけが条例などで決まって、あとは賦課総額というものが決定されてそれを割り振るといふ手続といえますか、それだけが決められている。わかりにくいのではないかと。定率が幾ら、定額が幾ら、応能負担が幾ら、応益負担が幾らという形で条例上も明記すべきではないか、それが本来ではないかという裁判所の御判断だと思つわけでございます。

そういうことも含めて、これは直ちに争って正当性を主張するというのではなくて、もっと余裕を持ってじっくり検討をして結論を出してしかるべき問題ではないか。すべて条例にしるということを直ちに申し上げるつもりはございませんけれども、指摘されてい

る点はかなりうなずける点が多い、そういう観点から十分検討をすべき事項である、私はそう思うのですけれども、この点、いかがでしょうか。

高木政府参考人 旭川市のケースでありますけれども、国保条例について、保険料の算定を市長の自由裁量にゆだねているのではないかと、租税法主義に反して違憲であるとともに、保険料の賦課処分を取り消す、こういう内容になっておるわけでありませぬ。

それで、この旭川市の決め方というのは、これは旭川市だけが独自にやっておるといっても、むしろ旭川市の条例は厚生省の条例準則、これに基づいてといいますか、これを踏まえて制定されておるわけでありませぬ。この方式というのは、これはかなり前からそういうようなやり方が行われておりました、そういう意味ではそのほか大きな市でも同じようなやり方をしておるケースがございます。私どもとしては、この判決の内容については、違憲、また保険料賦課処分を取り消すというような内容でありますので、これ自体については、私どもとしてはこれを受け入れられるものではございませんけれども、しかし私も判決をよく読ませていただきました、できるだけ市民にわかりやすく、適正なものがないということはそのとおりでありまして、そういう意味でこのような争いというものが起こったわけでありませぬので、私どもとしてもそういう観点からこの条例準則というものも見直しを行うということはやぶさかではないわけでありませぬ。

ただ、かなりの市がこういったやり方しておりますので、この

辺についての実情というものを十分お聞きし、そして各市の御意見もお聞きしながら、私どもとしては適切な対応を図りたいということとで考えておりました、何が何でも争っていかなければならぬということとで考えておるわけではございません。

金田委員 考え方はよくわかりました。国民健康保険法、この問題に限らず、再三指摘をしているようにさまざまな問題点が多いのだらうというふうに思うわけでございまして、ぜひひとつ今回の準則の見直し、これも早急に御検討いただきたいと思ひますし、それから、かねがね指摘していた保険料支払いと給付のリンクの問題等々、ぜひひとつ柔軟にといいますか、やわらかい頭で御検討いただきたいということを申し上げたいと思ひます。

そこで、積み残し事項でございますけれども、被保険者が市町村国保では捕捉できない今のシステム、これについて私は、具体的にこういう方法もあるではないですかということと御提案を申し上げているわけでございませぬが、答弁を見ますと、検討するということなんです。ある人に伺いますと、お役所が検討すると言った場合はやらないということと同じだということに聞いておるわけで、これは残念な答弁だと思っております。

しかし、これは、検討するとかやらないとかということではもう済まないのではないかと、このシステムというのはきちんとしていく必要があるのではないかと。保険者が被保険者を捕捉するシステムですから、もつ基本のキです。当然のことがやられてこなかった。

旭川の保険料の賦課の問題でもございませぬけれども、そういう問

題点があるのだという御認識をまずいただきたいなと思うわけでございます。

そこで、検討するという通り一遍のお話ではなくて、これは本当に捕捉するシステムをつくることなされるのかなさらないのか、